附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

（裏）

４兼業が官職に与える影響

（割り振られた正規の勤務時間の一部を割く必要のある場合は、割く時間数を記入すること。）

５兼業を必要とする理由

上記の兼業を許可する。

年　月　日

（所轄庁の長）

【文書番号：　】

上記の兼業を許可する。

年　月　日

（内閣総理大臣）

【文書番号：　】

（裏）

４兼業が官職に与える影響

（割り振られた正規の勤務時間の一部を割く必要のある場合は、割く時間数を記入すること。）

５兼業を必要とする理由

上記の兼業を許可する。

年　月　日

（所轄庁の長）　印

上記の兼業を許可する。

年　月　日

（内閣総理大臣）　印

省令

○国土交通省令第四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項及び第八項並びに第七十五条の四第一項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～五の四　（略）	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～五の四　（略）